

新潟市秋葉区農業委員会 12 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 12 月 27 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

15 番 大竹 玲子

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

9 番 鈴木 儀一

10 番 笠原 綱生

第 2 議事

議案第 27 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 28 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	買受適格証明書の交付について（法第5条届出）

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

佐藤事務局長	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度12月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、15番大竹委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長（小倉会長）	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので9番・鈴木委員、10番・笠原委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第27号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 27 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1 ページは新津地区と小須戸地区の売買が 1 件ずつ、計 2 件、筆数 14 筆、面積 12,113 m²であります。

2 ページと 3 ページは利用権設定の新規であります。

新津地区で 7 件、小須戸地区で 2 件、計 9 件、筆数 34 筆、面積 42,189 m²であります。

4 ページ以降は、利用権設定の更新であります。

新津地区で 49 件、小須戸地区で 5 件、計 54 件、筆数 306 筆、面積 277,005 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

15 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 30 年 1 月 17 日となります。

16 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

事務局
(笹川副主幹)

議案第 28 号、農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

それでは、これより本案件の説明をいたします。

このたびの議事案件は、追加議案で農地法第 3 条の許可申請に関する意見決定が 3 件です。うち、農地部会対象は 2 件となっています。

それでは、追加議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 28 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてであります。

追加議案書 1 ページ番号 1 です。

岡田地区におきまして、譲渡人の田 18 筆、約 153 アールを生前一括贈与により取得し、耕作するものです。

譲受人と譲渡人は同居の親子です。

譲受人の経営面積は、約 162 アールで水稻のみの経営です。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用区域内の農地です。

申請は贈与ですので、10 アール当たりの対価はありません。

また、同居の親子間によるものなので農地部会に付されていません。

続きまして、番号 2 番です。

矢代田地区におきまして、譲渡人は高齢で山間地の畑の耕作ができず、当該地周辺に在住で耕作している譲受人にお願いし買ってもらい、耕作してもらうための申請です。

譲受人の経営面積は、約 2,078 アールで水稻、蔬菜の経営です。

申請面積は、畑 1 筆、約 7 アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用区域外の農地です。

申請は売買ですので、10 アール当たりの対価は約 2 万円です。

また、農地部会に付されています。

最後に番号 3 番です。

横川浜地区におきまして、譲渡人が農地管理のためと、譲受人は自己所有地の間にある当該地を買うことで耕作の利便性を上げるための申請です。

譲受人の経営面積は、約 342 アールで水稻、蔬菜の経営です。

申請面積は、田 1 筆、約 4 アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用区域内の農地です。

申請は売買ですので、10 アール当たりの対価は約 30 万円です。

また、農地部会に付されています。

以上、この 3 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成 29 年 12 月 22 日に開催されました農地部会での調査内容について報告します。

調査案件は、追加議案の農地法第 3 条許可申請に関する意見決定に関する案件 2 件です。

では、追加議案書 1 ページ 2 番の案件です。

まず、本件の譲受人の A さんの父親である B さんから申請に至った理由について説明してもらいました。

申請地は山間地にあり、譲渡人が高齢のため自力管理の目途が立たないことから、推進委員の勧めもあり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可になった場合は、申請どおり確実に耕作を行うよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

次に 3 番の案件です。

まず、本件の譲受人の C さんから申請に至った理由について説明してもらいました。

申請地は譲受人の耕作地に挟まれており、集約・合理化の観点から、推進委員の勧めもあり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可になった場合は申請どおり確実に耕作を行うよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

以上、農地法第 3 条意見決定に関する報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 28 号は、許可相当として意見決定すること
としました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。
報告事項、
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
農地法第 5 条転用届出に関する受理について
買受適格証明書の交付について (法第 5 条届出)
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 17 ページをご覧ください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合
意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
農地法による賃貸借の合意解約が 2 件、農業経営基盤強化促進法による
利用権の合意解約が 6 件、農地中間管理事業法による利用権の合意解約が
1 件であります。

事務局

(笹川副主幹)

20 ページをお願いいたします。
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてであります。
法務局からの照会で、非農地として 1 件回答いたしました。
21 ページをお願いいたします。
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
であります。
記載のとおりの内容で 5 件受理いたしました。
22 ページをお願いいたします。
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてであります。
記載のとおりの内容で 8 件受理いたしました。
23 ページをお願いいたします。
報告事項、買受適格証明書 (農地法第 5 条転用届出) に関する受理につ
いてであります。

記載のとおりの内容で3件受理いたしました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

(異議なし)

議長

それでは、これで平成29年度12月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 笠 原 綱 生